

・創業促進補助金における認定支援機関の役割

これから創業しようとする方は、頭の中で描いている想いを実現するため、様々な準備をしていると思います。しかしながら、自分のアイデアで本当に成功するのか、日々の売上は確保されるのか、効果的な広告・宣伝はどうしたらよいか、資金繰りは大丈夫だろうかなど不安も多いと思います。

創業促進補助金では、こうした創業しようとする方をサポートするため、認定支援機関による支援を前提とした制度となっており、認定支援機関の支援内容について、補助金の公募において「認定支援機関による確認書」を添付していただくこととされております。

認定支援機関による確認書については、事業計画の策定時、補助事業の実施期間中、補助事業終了後の3つの段階に分けて実施した又は実施を予定している支援内容をご記入していただくこととされており、認定支援機関の事前事後の支援を前提とし、採択される流れとなっています。（審査の着眼点にも、「認定支援機関による支援の確実性」が挙げられています。）

認定支援機関の皆様におかれましては、支援の最前線において、創業しようとする方の夢を具体化するお手伝いをしていただくとともに、創業後のサポートもお願いします。なお、創業支援における参考にさせていただくため、中小企業庁作成による「創業補助金における認定支援機関の役割」を添付いたしますので、ご活用いただければ幸いです。

・金融機関連携における覚書等について

金融機関以外の認定支援機関（金融支援を行わない認定支援機関たる金融機関を含む。）が「事業計画の確認書」を作成する場合は、連携している金融機関の記入・押印が必要になります。また、連携している金融機関との間で締結した支援に関する書面（覚書等）の添付が必要です。

金融機関との間で締結される書面では、①認定支援機関が行う創業支援全般にかかる金融的側面から支援の約束（包括連携）、②当該補助金の応募者に対して金融的側面から支援の約束（個別連携）のケースが考えられますので、金融機関の意向を確認しつつ、時間的余裕を持って進めていただければと思います。

なお、日本政策金融公庫では、②当該補助金の応募者に対して金融的側面から支援（個別連携）を実施しておりますので、公庫と個別連携を希望する案件については早めに公庫に御連絡いただき、確認書（公庫では覚書ではなく、確認書と称しております。）の交付についてご相談ください。